

農家のみなさんへ

～令和8年産の営農計画作成にあたって～

【資料編】

1.	令和7年度需給調整・転作作物の状況について	P. 1
2.	令和7年度交付金交付状況について	P. 3
3.	経営所得安定対策等の概要について	P. 4
4.	記載例（畠地営農計画書）	P. 6
5.	記載例（諸様式）	P. 7
6.	「生産の目安」補正計算表	P. 27
7.	農地異動・農作業受委託について	P. 28
8.	農作業全般に係るお知らせ	P. 29
9.	農業生産工程管理（GAP）について	P. 30
10.	SEADSについて	P. 31
11.	生産性向上土地基盤整備事業について	P. 32
12.	農業委員会からのお知らせ	P. 33
13.	収入保険について	P. 35
14.	つるおか・アグリメール配信のご案内	P. 37

《鶴岡市》

農林水産部 農政課	Tel 35-1296	Fax 25-8763
藤島庁舎産業建設課	Tel 64-5809	Fax 64-5847
羽黒庁舎産業建設課	Tel 62-2527	Fax 26-9109
櫛引庁舎産業建設課	Tel 57-2114	Fax 57-2119
朝日庁舎産業建設課	Tel 53-2117	Fax 53-2119
温海庁舎産業建設課	Tel 43-4616	Fax 43-4633

《JA 鶴岡》

南 支所	Tel 29-9960
中央支所	Tel 22-2460
北 支所	Tel 29-0433
上郷事業所	Tel 35-2155
大山事業所	Tel 33-3345
西郷支所	Tel 76-2344

《JA 庄内たがわ》

藤島支所	Tel 64-2214
羽黒支所	Tel 62-4154
櫛引支所	Tel 57-2158
朝日支所	Tel 53-2513
温海支所	Tel 43-4000

《NOSAI 山形庄内支所》 Tel 0234-91-1554 Fax 0234-91-1560

鶴岡市農業振興協議会

令和7年産米の需給調整実施状況について

1. 概要

- (1) 山形県農業再生協議会から、令和7年産の「生産の目安」が8,894.0ha (52,916トン)と示されました。
- (2) ①認定方針作成者の地区間調整や農地異動による補正 (+148.5ha)
 ②市町村間の過不足調整制度による追加配分 (+13.0ha)
 により、最終的な「生産の目安」は9,055.5haとなっています。

2. 需給調整実施状況

(単位: ha, %)

		補正後の 生産目安面積 ①	水稻 作付面積 ②	うち 新規需要米 加工用米 ③	主食用水稻 作付面積 ④=②-③	備蓄米 ⑤	差引 ⑥=④-⑤-①	水稻作付 実施率 ⑥=④/(①+⑤)
合 計	実績値 (備蓄米なし)							
合 計	参考値(※) (計画に基づく備蓄米出荷がなされた場合)	9,055.5	11,424.0	1,334.1	10,089.8	0.0	1,034.3	111.4
						1,013.5	20.7	100.2

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

※ 出荷計画に基づかない備蓄米 (R6: 22.0ha) を加味すると達成となる水準。

3. 主食用水稻の作付状況

(単位: ha)

	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	R7合計	R6合計	前年度 比較
慣行栽培面積	2,795.7	1,017.5	1,145.6	563.2	353.4	188.9	6,064.4	4,792.7	1,271.7
有機栽培面積	13.2	24.1	22.0	1.7	0.0	0.0	61.0	59.1	1.9
特別栽培面積	1,036.7	1,148.5	577.9	542.4	113.3	45.7	3,464.5	3,444.8	19.8
鶴岡I型面積	4.4	5.7	4.9	0.0	0.0	0.0	15.1	12.1	2.9
直播特栽面積	0.0	11.9	2.3	0.0	0.0	0.0	14.1	15.8	▲ 1.7
直播栽培面積	161.4	229.9	37.5	34.6	7.3	0.0	470.7	494.9	▲ 24.2
合 計	4,011.5	2,437.6	1,790.2	1,141.9	474.0	234.6	10,089.8	8,819.4	1,270.4

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

※ 主食用米の区分については営農計画書における申告により集計しているため、認定機関における認定面積と一致しない場合があります。

※ 備蓄米入札中止に伴い、備蓄米を主食用水稻として集計しています。

4. 転作作物等の作付状況

(単位: ha)

	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	R7合計	R6合計	前年度比較
非主食用水稲	876.5	729.4	542.4	197.0	0.0	2.4	2,347.7	2,572.3	▲ 224.6
新規需要米	170.1	200.9	170.8	7.5	0.0	2.4	551.7	764.0	▲ 212.3
米粉用米	0.2	4.1	2.1	0.7	0.0	0.0	7.1	8.8	▲ 1.8
うち複数年契約	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飼料用米	69.8	128.2	147.3	3.4	0.0	0.0	348.6	521.6	▲ 173.0
うち複数年契約	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.1	▲ 6.1
WCS	11.9	10.0	4.1	0.0	0.0	2.4	28.3	43.6	▲ 15.2
輸出米	88.3	58.6	17.4	3.4	0.0	0.0	167.7	190.0	▲ 22.3
うち複数年契約	34.2	42.5	11.2	0.6	0.0	0.0	88.5	144.2	▲ 55.7
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
加工用米	217.9	266.8	203.4	94.4	0.0	0.0	782.4	669.5	112.9
備蓄米（入札中止）	488.6	261.7	168.2	95.2	0.0	0.0	1,013.5	1,138.8	▲ 125.2
戦略作物（水稻以外）	412.3	391.9	52.0	87.3	1.8	2.3	947.6	1,027.8	▲ 80.2
麦	6.1	0.9	10.4	3.0	0.0	0.0	20.4	16.5	3.9
大豆	404.9	387.1	26.0	82.1	0.5	0.3	900.9	984.9	▲ 84.0
飼料作物	1.3	4.0	15.6	2.2	1.3	2.0	26.3	26.4	▲ 0.1
うち子実用とうもろこし	0.0	1.8	3.1	0.0	0.0	0.0	4.9	2.1	2.8
そば	75.7	9.6	193.1	147.9	52.7	74.6	553.5	577.4	▲ 23.9
最重要品目	495.5	13.4	19.3	28.8	6.6	0.7	564.4	606.1	▲ 41.7
枝豆	467.6	7.3	9.2	20.7	2.1	0.3	507.2	547.0	▲ 39.8
ニラ	0.0	0.2	0.7	0.9	1.5	0.0	3.3	2.3	1.0
アスパラガス	1.5	0.3	6.6	0.9	1.2	0.1	10.7	13.6	▲ 2.9
ねぎ	16.1	4.9	1.5	1.9	0.7	0.3	25.3	24.1	1.2
トマト	8.3	0.6	1.3	1.3	0.4	0.1	12.0	12.7	▲ 0.7
きゅうり	1.9	0.1	0.1	3.2	0.6	0.0	5.9	6.4	▲ 0.5
重点品目	35.8	7.6	9.3	9.0	114.3	27.1	203.2	216.1	▲ 13.0
花き	9.2	1.0	0.0	2.1	0.2	0.0	12.5	14.8	▲ 2.3
赤かぶ	12.6	4.7	1.1	1.7	1.0	1.6	22.6	31.4	▲ 8.7
さやいんげん	2.1	0.0	0.1	0.3	0.0	0.0	2.4	2.0	0.4
わらび	11.4	1.7	4.7	4.6	73.0	22.7	118.1	119.3	▲ 1.2
ぜんまい	0.4	0.0	0.0	0.1	12.9	2.4	15.8	16.3	▲ 0.5
行者にんにく	0.1	0.0	2.9	0.4	21.4	0.2	25.0	25.8	▲ 0.8
うるい	0.1	0.2	0.5	0.0	5.8	0.2	6.8	6.6	0.2
振興品目	22.1	0.8	5.5	4.7	6.8	10.5	50.4	52.5	▲ 2.1
キャベツ	9.1	0.0	0.2	0.2	0.1	0.0	9.4	9.5	▲ 0.1
なす	7.2	0.4	2.0	3.7	3.3	0.5	17.3	18.9	▲ 1.6
さといも	1.4	0.3	1.9	0.6	0.5	0.3	5.1	5.8	▲ 0.7
ミョウガ	4.4	0.0	1.4	0.1	2.9	9.7	18.6	18.3	0.3
その他転作作物	184.2	66.9	83.1	161.4	58.9	26.9	581.4	586.2	▲ 4.8
自己保全管理	316.2	54.6	196.9	72.7	169.1	220.2	1,029.7	938.4	91.3
調整水田	2.5	0.3	8.6	0.8	1.0	0.1	13.4	13.6	▲ 0.2
その他	54.5	6.0	34.0	10.2	11.6	32.9	149.2	141.5	7.7
合 計	2,475.3	1,280.5	1,144.1	719.7	422.9	397.9	6,440.4	6,731.8	▲ 291.5

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

5. 令和7年度経営所得安定対策関連交付金の交付状況（令和8年1月時点） (単位：千円)

	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	合計
収入減少影響緩和交付金（ナラシ）	543	0	14	4	0	0	561
水田活用の直接支払交付金	354,505	237,129	139,135	47,990	16,507	17,227	812,493
戦略作物助成	136,667	156,580	95,326	21,418	129	2,265	412,384
産地交付金	217,838	80,549	43,810	26,572	16,378	14,962	400,109
コメ新市場開拓促進事業交付金	92,666	83,381	59,496	27,680	0	0	263,223
畑作物産地形成促進事業交付金	56,952	61,704	3,536	10,108	0	0	132,300
畠地化促進事業交付金	23,751	0	32,483	36,655	23,338	6,829	123,056
畑作物の直接支払交付金（ゲタ）	79,507	45,506	0	9,148	2,123	9,556	145,840
合計	607,925	427,720	234,665	131,584	41,967	33,612	1,477,473

※ 本表は、令和8年1月末までの交付見込額を集計しています。（飼料用米・米粉用米の数量払を除く）

※ 収入減少影響緩和交付金は、令和6年産の交付状況を集計しています。（対象：麦、大豆）

※ 戰略作物助成（飼料用米・米粉用米）は、面積払（55,000円/10a）のみの交付額を集計しており、数量払は今後交付されます。

※ 畑作物の直接支払交付金は、面積払のみの交付額を集計しており、数量払は今後交付されます。

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

6. 令和7年度産地交付金の使途ごとの交付状況

(単位：千円)

	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	合計	前年度比較
園芸作物助成	枝豆	94,125	1,145	828	3,020	0	0	99,119 8,715
	露地	3,526	941	1,475	688	595	0	7,226 1,029
	施設	3,492	482	311	824	158	27	5,292 663
	露地	2,510	807	203	267	9,438	1,334	14,558 748
	施設	2,052	288	16	338	31	0	2,725 270
	露地	913	41	208	210	164	490	2,024 353
	施設	0	0	0	0	0	0	0 0
面積拡大加算	最重点露地	1,499	57	224	198	23	0	2,000 ▲ 854
	最重点施設・重点施設	1,179	99	0	45	18	0	1,341 ▲ 594
そば助成	基本助成	9,224	1,082	20,195	14,991	4,524	9,750	59,765 ▲ 11,913
	加算助成	1,992	26	3,015	1,805	1,428	3,250	11,514 ▲ 2,948
圃地加算	大豆 1ha	7,034	6,642	600	888	0	0	15,163 203
	2ha	24,965	19,500	0	2,414	0	0	46,879 ▲ 1,888
	枝豆	11,403	52	60	49	0	0	11,565 2,155
圃地輪作加算		46,076	31,244	445	0	0	0	77,765 12,840
耕畜連携	飼料用米のわら利用	0	2,618	0	0	0	0	2,618 ▲ 1,990
	水田放牧	0	0	0	0	0	84	84 ▲ 26
新市場開拓用米助成		194	0	0	0	0	0	194 ▲ 142
新市場開拓用米複数年契約		0	2,900	470	0	0	0	3,370 2,423
生産性向上助成（加工用米）		79	82	59	55	0	0	275 ▲ 274
生産性向上助成（米粉用米）		0	331	0	54	0	0	385 ▲ 475
生産性向上助成（飼料用米）		7,279	12,213	15,325	367	0	0	35,185 333
地力増進作物助成		298	0	378	360	0	28	1,064 504
合計		217,838	80,549	43,810	26,572	16,378	14,962	400,109 9,132

※ 園芸作物助成（最重点）：ニラ、アスパラガス、ねぎ、トマト、きゅうり

※ 園芸作物助成（重点）：トルコギキョウ、アルストロメリア、ストック、きく、ひまわり、フリージア
赤かぶ、さやいんげん、わらび、せんまい、行者にんにく、うるい

※ 園芸作物助成（振興）：キャベツ、なす、さといも、ミョウガ

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

経営所得安定対策等の概要について

1. 経営所得安定対策

(1) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者を対象に、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を交付します。

① 交付対象者

認定農業者、集落営農※、認定新規就農者

② 対象作物

麦、大豆（種子用、黒大豆を除く）、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

③ 交付額

数量払

播種前契約に基づいて生産された当年産の出荷・販売数量に応じて交付額が算定されます。

【交付単価の例（R8～）】

（単位：円）

品質区分		1等	2等	3等
普通大豆 (60kg)	課税事業者	11,410	10,720	10,040
	免税事業者	11,910	11,220	10,540
特定加工用大 豆 (60kg)		9,360		
		9,860		

品質区分		1等	2等
そば (45kg)	課税事業者	16,450	14,340
	免税事業者	17,280	15,170

面積払（営農継続払）

数量払の内金として、播種前契約に基づいて生産された当年産の作付面積に応じて先払いすることができます。

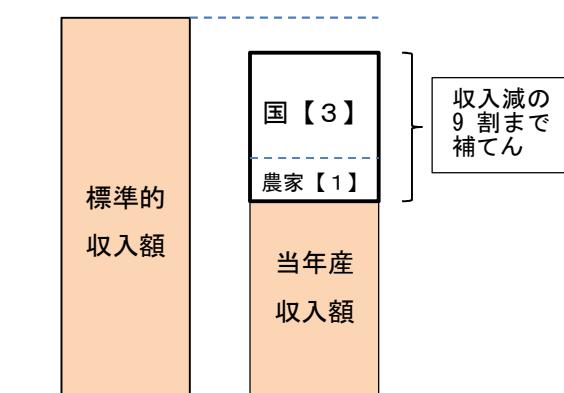
20,000円／10a（そば 13,000円／10a）

※ 実績单収が市町村ごとの基準単収の2分の1未満の場合、自然災害等の合理的な理由があることの確認ができない場合、当該作物にかかる全ての交付金の返還が求められます。

(2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

担い手経営安定法に基づく、農家拠出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

※収入保険と重複加入はできません



目的	収入減少の影響緩和 農業収入の減少が及ぼす影響を緩和
品目	米、麦、大豆（種子用、黒大豆を除く） てん菜、でん粉原料用ばれいしょ
負担割合	農業者：国＝1：3（4分の3補助）
対象	認定農業者、集落営農、認定新規就農者 ※米についてはJA等と事前契約が対象
内容	標準的収入と当年産収入の差の9割まで補てん

2. 水田活用の直接支払交付金

(1) 戦略作物助成

水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図るため、水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金が交付されます。

① 交付対象者

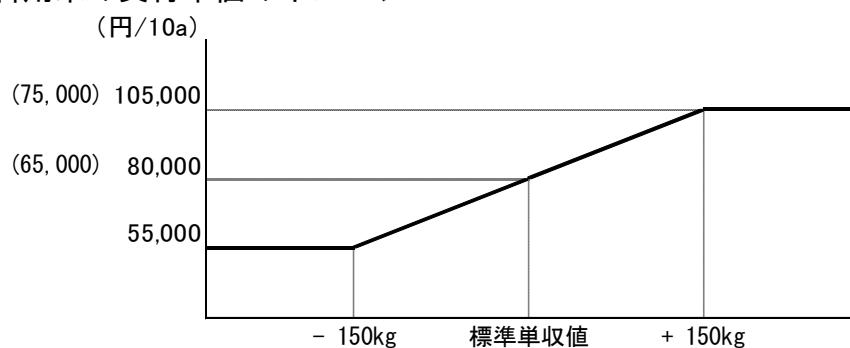
販売契約等に基づいて対象作物を生産する販売農家、集落営農

② 対象作物及び交付額

対象作物	交付単価（10aあたり）
麦、大豆、飼料作物	35,000円
飼料作物のうち多年生牧草 ※播種を行わず収穫のみを行うもの	10,000円
WCS用稻	80,000円
加工用米	20,000円
飼料用米（多収品種）、米粉用米	収量に応じ、55,000～105,000円
飼料用米（一般品種）	収量に応じ、55,000～75,000円

※コメ新市場開拓等促進事業と畑作物产地形成促進事業（旧：水田リノベーション事業）で支援を受けた交付面積については除外されます。

○ 飼料用米の交付単価のイメージ



※（ ）内は飼料用米（一般品種）の交付単価

・一括管理、稻SGSの場合

原則として、交付単価が80,000円に固定されます。（一般品種の場合は交付単価65,000円）

・区分管理の場合

実績単収に応じて交付単価が変動し、標準単収値から150kgを減じた値に満たない場合は理由書を提出する必要があります。

※ 作柄調整について

交付金算定にあたって、当年産の作柄により交付単価の調整が行われます。

(2) 產地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、交付されます。

(3) コメ新市場開拓等促進事業・畑作物产地形成促進事業

「產地・実需協働プラン」に基づき、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組を3つ以上行った場合に、取組面積に応じて交付金が交付されます。

（ 煙地に係る營農計畫書 載記例 ）

この様式は、烟地において烟作物の直接支払交付金の対象となる大豆・そば・麦等の作付を計画する場合に提出してください。

東北農政局長 樣（鶴岡市農業振興協議會経由）

書計画農営に係る地畠（産度8年和令）

農業者氏名 鶴岡 一郎 住 所 鶴岡市 ○○○○○○

NOSA | 組合員名、経営所得安定対策申請者、口座名義人、農作物販売名義人が一致するようにしてください。

東北農政局長 横濱市農業振興協議會經由

書計農務営當に係る地畠（産度8年和令）

農業者氏名	鶴岡 一郎	住 市 ○○○○○○
-------	-------	------------------

卷之三

卷之三

経営所得安定対策の交付金
対象作物の畠地における作付

水田については、別途配布している営農計画書に記入してください。

大豆・そば・麦等以外の作物については提出不要です。

烟作物の直接支払交付金を申請しない場合は提出不要です。

現地確認等により、交付対象面積は変更となる可能性があります。

印字された作物に変更がない場合は、作物名を「〇」で囲んでください。

印字内容に変更がある場合は、「取消線」を記入のうえ、訂正してください。

**新たに作付を計画している場合は、対象となるほ場の地名・地番、作付面積、作物名等を記入してください。
なお、不作付分の面積は記入不要です。**

記載例（諸様式一覧）

○ 営農計画書とともに提出する書類

- ① 認定方針作成者への参加申込書 及び 個人情報利用承諾書 P. 8
- ② 「生産の目安」の地域内調整申請書、地域内調整一覧表 P. 9
- ③ 特定農作業受委託契約書 の写し P. 11
- ④ 水田飼料作物利用供給契約書 の写し P. 12
- ⑤ 産地交付金 園芸施設作付面積報告書 P. 14

○ 令和8年6月12日まで提出する書類

（営農計画書とともに提出することが望ましい）

- ⑥ 産地交付金申請書
(そば・山菜・団地・団地輪作・耕畜連携・地力増進作物助成) P. 15

○ 必要に応じて提出する書類

- ⑦ 自然災害・鳥獣害による被害ほ場確認依頼書 P. 24
- ⑧ 1か月湛水管理ほ場一覧報告書 P. 26

認定方針作成者への参加申込書 及び 個人情報利用承諾書

令和 8 年 3 月 1 日

認定方針作成者

○○○○○○○○○○

「農業計画書」の左上「集落コード欄」「農家番号欄」から転記してください。

集落コード 001

家番号 0001

所 鶴岡市○○○○○○

名 鶴 岡 一 郎

参加する「認定方針作成者」を記入してください。

- ・鶴岡市農業協同組合
 - ・庄内たがわ農業協同組合
 - ・鶴岡米穀
 - ・(株)庄内こめ工房
 - ・出羽弥兵衛(株)
 - ・淵田謙一
 - ・小林範正
 - ・(株)ライズ・イン

の生産調整方針に従うことを誓約するとともに、貴
に含まれる情報について、貴団体が生産調整方針を
範囲で利用することを承諾します。

※ 認定方針作成者記入欄

地区コード	集落コード	集落名	農家番号
受付日	担当者確認印	方針作成者管理コード	

互助調整のご案内

※「生産の目安」の達成に向けて適切な米の需給調整を行うため、それぞれの地域で互助調整を行っています。ご不明の点がありましたら認定方針作成者に問い合わせください。

集落互助を行う場合に、集落毎に作成してください。

「生産の目安」の地域内調整申請書

**参加する互助調整組織名、
関係農協名を記入してください。**

令和 8 年 3 月 1 日

(互助) ○○○○○○○○○○ 御中

(農協) ○○○農業協同組合 御中

集落コード 001

集 落 名 ○○○○

住 所 鶴岡市○○○○○○

生産組合長 鶴 岡 一 郎

**生産組合長等のお名前で
申請してください。**

「生産の目安」の地域内調整について、別紙のとおり実施することとしたので関係書類を添えて申請します。

記

添付書類 : 「生産の目安」の地域内調整一覧表

**次頁の「『生産の目安』の地域内調整
一覧表」を添付してください。**

「生産の目安」の地域内調整一覧表

前頁の「『生産の目安』の地域内調整申請書」に添付してください。

村落名

○○○○

総計については、譲受・譲渡数量を一致させてください。

農地異動は、農業委員会で手続きを行うことが原則です。
農業委員会での手続きを行えない特段の事情（農地中間管理事業の手続中など）があり、農作業受託者が交付金を申請する場合は、本様式に準じた契約書を作成し、写しを提出してください。

特定農作業受委託契約書

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより、特定農作業受委託契約を締結する。
この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通を所持する。

令和8年3月1日

委託者

住 所	鶴岡市〇〇〇〇〇〇
氏 名	鶴 岡 二 郎
電 話	〇〇-〇〇〇〇

受託者

住 所	鶴岡市〇〇〇〇〇〇
氏 名	鶴 岡 一 郎
電 話	〇〇-〇〇〇〇

第1条 委託者は、受託者に対し、別紙農作業委託リストに提示する農用地について、「農作業を委託する農作物」欄に記載した農作物の農作業を委託し、受託者はこれを受託する。

第2条 委託者は、受託者に対し、前条に提示する農用地において生産、収穫された農産物の販売を委託し、受託者はこれを受託する。

第3条 受託者は、第2条により委託者が受託者に販売を委託した農産物の販売収入のうち、委託者に別紙単価表に定める一定額を支払うものとする。

第4条 本契約の有効期間は、令和8年4月1日から、令和9年3月31日までとする。

第5条 委託者と受託者の間において、本契約書に記載された事項を変更する必要が生じた場合には、委託者、受託者協議のうえ変更することができるものとする。

(別紙)

農作業委託リスト

	耕地番号	地名地番	作付面積(m ²)	作物名	(水稻のみ記載) 栽培方法・品種
1	0010	馬場町 9-25-(1)	2,980	枝豆	
2	0020	馬場町 9-25-(2)	2,970	水稻	慣行はえぬき

単価表

	作物名	単価(円/10a)
1	枝豆	〇〇〇〇
2	慣行 はえぬき	〇〇〇〇

水稻の場合は作型と品種について記入してください。

水田飼料作物利用供給契約書

飼料作物供給者 鶴岡一郎 と、畜産農家 鶴岡二郎 とは、水田において生産する飼料作物について、下記の条項により利用供給の契約を締結する。

(飼料作物の種類)

第1条 飼料作物の種類は、イタリアンライグラス とする。

(生産面積)

第2条 供給する飼料作物の生産面積は、7, 930m² とし、生産は場は別紙「水田飼料作物利用供給計画書」に記載のとおりとする。

(供給量)

第3条 供給量は、おおむね 3, 200kg とする。

(供給時期)

第4条 飼料作物を供給する時期は下記のとおりとする。

令和	<u>8</u>	年	<u>7</u>	月	<u>上</u>	旬
令和	<u>8</u>	年	<u>9</u>	月	<u>下</u>	旬
令和	_____	年	_____	月	_____	旬

(協議)

第5条 この契約に定めのない事項については、飼料作物供給者と畜産農家が協議のうえ決定するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、飼料作物供給者と畜産農家が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 8 年 3 月 1 日

飼料作物供給者

住 所 鶴岡市○○○○○○

氏 名 鶴 岡 一 郎 (印)

畜産農家

住 所 鶴岡市○○○○○○

氏 名 鶴 岡 二 郎 (印)

① 飼料作物を畜産農家に供給し、水田活用の直接支払交付金を申請する方

- ・ 営農計画書「転作作物の出荷先」欄に、畜産農家名を記入してください。
- ・ 本契約書の写しとともに、次頁の「水田飼料作物利用供給計画書（自家利用計画書）兼播種実施報告書」を提出してください。

② 飼料作物を自家利用し、水田活用の直接支払交付金を申請する方

- ・ 営農計画書「転作作物の出荷先」欄に、『自家利用』と記入してください。
- ・ 次頁の「水田飼料作物利用供給計画書（自家利用計画書）兼播種実施報告書」を提出してください。

③ 飼料作物を栽培するが、水田活用の直接支払交付金を申請しない方（未収穫等）

- ・ 営農計画書「転作作物の出荷先」欄に、『対象外』と記入してください。

水田飼料作物利用供給計画書（自家利用計画書）兼播種実施報告書

集落コード 001
 農家番号 0001
 氏名 鶴岡 一郎

耕地番号	分筆番号	地名地番	飼料作物品種名	作付面積(m ²)	播種面積(m ²)	播種量(kg)	供給量(kg)	播種年月日	収穫時期
0010	001	馬場町 9-25-(1)	イタリアンライグラス	2,000	2,000	4	800	R8年4月15日	7月上旬
0020	001	馬場町 9-25-(2)	イタリアンライグラス	1,000	500	1	200	R8年4月15日	7月上旬
0030	001	馬場町 9-25-(3)	オーチャードグラス	2,000	1,000	2	400	R8年4月15日	7月上旬
0040	001	馬場町 9-25-(4)	オーチャードグラス	1,000	1,000	2	400	R8年4月15日	7月上旬
								年月日	月旬
								年月日	月旬
								年月日	月旬
自らが飼養する家畜の場合は、『自家利用』と記入してください。				は種の実施が客観的に確認できる書類（種子購入伝票や作業日誌等）については、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管してください。					
		合計		6,000	4,500				

畜産農家（供給先）		
集落名	氏名	飼養畜種
○○○	鶴岡次郎	肉用牛

播種購入記録			
商品名・品種名	種子購入量(kg)	購入先	購入日
イタリアンライグラス	5.0kg	○○農協	R8年3月30日
オーチャードグラス	5.0kg	○○農協	R8年4月10日

※飼料作物のうち多年生牧草（オーチャードグラス等）については、①当年産において播種から収穫までを行う場合は3.5万円/10a、②収穫のみを行う場合は1.0万円/10aの支援となります。

※当年産において播種を行う場合は、播種量・種子購入記録を記入してください。

多年生牧草に取り組み、圃場の一部のみに播種する場合等には、当該草種の適正播種量と実際の播種量から、協議会で播種面積相当を計算のうえ、交付額を算出します。

※ 前年計測済の場合は、印字済の様式を配布していますので
作物名等を追記してください。

産地交付金 園芸施設作付面積報告書

集落コード 001

農家番号 0001

住 所 鶴岡市〇〇〇〇〇〇

氏 名 鶴岡一郎

営農計画書の左上「集落コード欄」、「農家番号欄」から転記してください。

園芸施設の更新等を行った場合は、内容を枠外に記載してください。

耕地番号	0100	地名地番	馬場町 9-25-(1)	水田面積 (m ²)	1,000
------	------	------	--------------	---------------------------	-------

概 略 図

農道

露地枝豆

① トマト

② 枝豆

自己保全管理

ほ場形状、パイプハウス等の設置状況の概略を図示してください。

例) パイプハウス
一部作付

園芸施設毎に区分して記入してください。
施設外に作付けしている場合は、「露地」と記載してください。

※ 産地交付金の対象作物を、園芸施設（パイプハウスなど）で作付している場合に作成してください。

- 実際に作付けされた面積が交付対象となりますので、作付面積を計測する必要があります。
- 施設外に作付けしている場合は、露地作付けであることを明記してください。
- 営農計画書の転作計画面積も修正してください。

区画番号	計測式 (m)	面積 (m ²)	作物名	収穫時期	協議会記載欄
①	5.4m × 40.0m	216	トマト	6月頃	産地交付金の園芸作物助成対象品目で二毛作をする場合は、作物名と収穫時期を2段書きしてください。
②	5.4m × 20.0m	108	枝豆(二毛作) キャベツ(二毛作)	7月頃 12月頃	
②	5.4m × 20.0m	108	自己保全管理		
露地	10.0m × 50.0m	500	枝豆	8月頃	水田面積と「作付面積の合計」との差は、自己保全管理として扱います。
露地		68	自己保全管理		
		1,000			

鶴岡市農業振興協議会
会長皆川治様

集落コード 001

農家番号 〇〇〇

住 所 鶴岡市〇〇〇〇〇〇

氏名・団体 〇〇大豆刈取組合 鶴岡一郎

団地加算・団地輪作加算をグループで申請する場合は、団体名及び代表者名を記入してください。

令和 8 年度経営所得安定対策 産地交付金申請書 (そば・山菜・団地加算・団地輪作加算・耕畜連携・地力増進作物)

令和 8 年度経営所得安定対策において、産地交付金（そば・山菜・団地加算・団地輪作加算・耕畜連携・地力増進作物）を申請したいので、関係書類を添えて申請します。

申請する項目に「〇」を記入してください。

(添付書類)

	そば助成	そば作付ほ場一覧（添付様式 1 号） 湿害対策実施状況写真
	園芸作物助成 (山菜)	山菜作付ほ場一覧（添付様式 2 号） 管理作業（除草等）実施状況写真
<input checked="" type="checkbox"/>	団地加算 団地輪作加算	団地加算・団地輪作加算実施ほ場一覧（添付様式 3 号） 団地位置図
	耕畜連携助成	耕畜連携助成実施ほ場一覧（添付様式 4 号） 耕畜連携助成における利用供給協定書（自家利用計画書）の写し
	地力増進作物助成	地力増進作物作付ほ場一覧（添付様式 5 号）

- ※ 該当する項目に「〇」を記入してください。
- ※ 作物毎に指定された必要書類を添付してください。
そばは加算助成がありますので、取り組む場合は必要書類を添付してください。
- ※ 実施状況写真については、申請時点で未実施である場合は、実施後速やかに提出してください。
- ※ 耕畜連携助成については、実施後に実績報告書を提出してください。

次頁以降の必要書類を添付してください。

実施状況写真については、申請時点で未実施である場合は、実施後速やかに提出してください。

そば作付場一覧 (添付様式1号)

「産地交付金申請書」に添付してください。

集落名 ○○○○

氏名 鶴岡一郎

耕地番号	分筆番号	地名地番	作付面積 (m ²)	(基本助成) 湿害対策要件	写真	(加算助成) 生産性向上要件※1
実施する湿害対策に「〇」を記入してください。				実施する生産性向上要件に「〇」を記入してください。(要件は「農家のみなさんへ」を参考)		
<ul style="list-style-type: none"> 明渠、暗渠以外の対策（畦畔除去等）を行った場合は、「他」に「〇」を記入したうえで、右隣の括弧内に具体的に記載してください。 水田畑地化基盤強化対策で整備された暗渠のみの場合は交付対象となりませんので、明渠設置等の対策を追加で行ってください。 				<ul style="list-style-type: none"> ①は明渠、暗渠の2枚の写真が必要です。 ②は資材購入伝票の写しが必要です。 ③は専用機械による作業中の写真が必要です。ただし、③の写真は申請ほ場数に関わらず一枚で構いません。 		
0050	001	馬場町9-25-(5)	1,870	明渠 暗渠 他 ()	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/> ① <input type="radio"/> ② <input type="radio"/> ③
0060	001	馬場町9-25-(6)	1,920	明渠 暗渠 他 ()	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/> ① <input type="radio"/> ② <input type="radio"/> ③
0070	001	馬場町9-25-(7)	1,980	明渠 暗渠 他 (畦畔撤去)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/> ① <input type="radio"/> ② <input type="radio"/> ③
合 計			5,770	<p>ほ場（現況）毎に「湿害対策実施状況写真」を添付してください。 申請書提出時に添付した場合は「〇」を記入、未実施のため写真を添付していない場合は何も記載しないでください。</p>		

実施状況写真の提出について

- 0050-001 馬場町 9-25-(5)
- 0060-001 馬場町 9-25-(6) 現況1枚



- 湿害対策の実施状況写真を添付してください。申請時点で未実施の場合は、実施後速やかに提出してください。
- 様式は定めておりません。
L版写真をA4用紙に貼り付けてください。
印刷でも構いません。
- 該当地番を写真周囲に記入してください。
- ほ場（現況）毎に写真を提出してください。
 - 明渠 : 設置後の写真
 - 暗渠 : 施工中の写真
判別が容易な場合は設置後でも可
 - 他 : 畦たて条播、畦畔除去等の状況がわかる写真

山菜作付場一覧 (添付様式2号)

「産地交付金申請書」に添付してください。

集落名 ○○○○

氏名 鶴岡一郎

耕地番号	分筆番号	地名地番	作付面積 (m ²)	作物名	写真	備考
作付作物に「○」を記入してください。						
0010	001	馬場町 9-25-(1)	200	わらび・ぜんまい 行者にんにく・うるい		
0020	001	馬場町 9-25-(2)	320	わらび ぜんまい 行者にんにく・うるい	○	
0030	001	馬場町 9-25-(3)	280	わらび ぜんまい 行者にんにく・うるい	○	
0040	001	馬場町 9-25-(4)	240	わらび ぜんまい 行者にんにく・うるい	○	
ほ場毎に「管理作業（除草等）実施状況写真」を添付してください。 申請書提出時に添付した場合は「○」を記入、未実施のため写真を添付していない場合は何も記載しないでください。						
合計			1,040			

実施状況写真の提出について

- 0020-001 馬場町 9-25-(2)
- 0030-001 馬場町 9-25-(3) 現況1枚
- 0040-001 馬場町 9-25-(4)



- 管理作業（除草等）の実施状況写真を添付してください。申請時点で未実施の場合は、実施後速やかに提出してください。
- 様式は定めておりません。
L版写真をA4用紙に貼り付けてください。
印刷でも構いません。
- 該当地番を写真周囲に記入してください。
- ほ場（現況）毎に写真を提出してください。
・施肥、除草等の適切な管理がなされていることがわかる写真

団地加算・団地輪作加算 実施ほ場一覧 (添付様式3号)

該当する作物名に「○」
を記入してください。

「产地交付金申請書」に添付してください。
・団地毎に作成してください（3団地あれば3枚使用）
・団地位置図を添付してください

集 落 名 〇〇〇
氏名・団体名 〇〇〇大豆刈取組合 鶴岡一郎

集落コード	集落名	農家番号	農業者名	耕地番号	分筆番号	地名地番	作付面積 (m ²)	輸作対象 (大豆のみ)	備考
前年産が水稻（飼料用米、WCS、SGS含む）であり、団地輪作加算（大豆）を申請する場合「○」を記入してください。									
001	〇〇〇〇	0001	鶴岡一郎	0010	001	馬場町 9-25-(1)	2,980	○	
001	〇〇〇〇	0001	鶴岡一郎	0020	001	馬場町 9-25-(2)	2,980		
001	〇〇〇〇	0002	鶴岡二郎	0100	001	馬場町 9-25-(3)	2,450		
002	△△△△	0010	鶴岡三郎	0050	001	馬場町 9-25-(4)	1,500	○	(自家用)
001	〇〇〇〇	0003	鶴岡四郎	0010	001	馬場町 9-25-(5)	1,560		
001	〇〇〇〇	0004	鶴岡五郎	-	-	馬場町 9-25-(6)	2,000	(畠地)	
交付金の対象とはならないが、団地を構成するほ場（自家用、畠地等）についても記入し、備考欄に付記してください。 また、団地位置図の作成にあたっては、交付金対象ほ場とは別色で着色してください。									
								合 計	
								13,470	

※ 地区外のほ場についても調整のうえ、団地毎に作成してください（3団地あれば3枚使用）

※ 前年産が水稻（飼料用米、WCS、SGS含む）であり、団地輪作加算（大豆）を申請する場合、「輪作対象」欄に「○」を記入してください。

※ 交付金の対象とはならないが、団地を構成するほ場（自家用、畠地等）についても記入し、備考欄に付記してください。

※ 団地位置図を添付してください。

（添付様式4号） 耕畜連携助成実施(狂場一覧)

「産地交付金申請書」に添付してください。

○○○○

名落集

利用供給協定書（わら利用）の事例

耕畜連携助成における利用供給協定書

(飼料作物の種類)

第1条 この利用供給協定書は、甲と乙が連携して、水田で生産された飼料用米（稻SGS）の稻わらを収集し、家畜に供与することで、水田における飼料生産の拡大を推進し、水田の有効活用と飼料自給率の向上を図ることを目的とする。

(実施の主体)

第2条 甲は、耕畜連携助成の実施者として、水田において飼料用米（稻SGS）を作付けする者とする。

2 乙は、甲が生産した稻わらを利用する者とする。

(水田の場所等)

第3条 甲が飼料用米（稻SGS）を作付けする水田および刈取り時期は別紙のとおりとする。

(協定締結期間)

第4条 この協定の有効期限は、締結日から3年間とする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに甲・乙いずれからも文書による別段の意思表示がないときは、さらに3年間延長するものとする。

(役務と対価)

第5条 甲は、稻わらを収集し、乙に供給するものとする。

2 乙は、稻わらの代金及び収集料として、甲に10aあたり、○○○○円を支払うものとする。

(協定の補完)

第6条 この協定に定めのない事項については、その都度甲・乙が協議の上決定する。

以上、協定締結の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ1通ずつ保管することとする。

令和 8 年 4 月 1 日

甲（飼料用米を生産する者）

住 所 鶴岡市○○○○○○

氏 名 鶴岡一郎

印

乙（稻わらを利用する者）

住 所 鶴岡市○○○○○○

氏 名 鶴岡二郎

印

自家利用計画書（わら利用）の事例

令和 8 年 4 月 1 日

耕畜連携助成における自家利用計画書（わら利用）

わらを生産、収集、利用する者

住所 鶴岡市○○○○○○
氏名 鶴岡一郎

下記の水田において生産した飼料用米の稲わらを収集し、自ら飼養する家畜に給与します。

計画期間 令和8年度～令和10年度

※ 実施ほ場に変更が生じた場合は、耕畜連携実施助成ほ場一覧（添付様式4号）により報告します。

提出締切が近づきましたら、実績報告書・作業日誌様式を配布しますので、作業状況写真（稲わら収集、放牧）を添付して提出してください。

令和8年11月1日

鶴岡市農業振興協議会
会長 皆川 治 様

集落コード 001

農家番号 0001

住所 鶴岡市〇〇〇〇〇〇

氏名 鶴岡一郎

當農計画書の左上「集落コード欄」「農家番号欄」から転記してください。

令和8年度経営所得安定対策 耕畜連携助成実績報告書

令和8年度経営所得安定対策において、耕畜連携の取組（わら利用、水田放牧）を実施しましたので、関係書類を添付して実績を報告します。

記

添付書類 : 作業日誌、作業状況写真

地力増進作物助成実施(ま場一覧) (添付様式5号)

「産地交付金申請書」に添付してください。

集 落 名 OOOO

氏 名 鶴岡一郎

耕地 番号	分筆 番号	地名地番	作付面積 (m ²)	R 8 地力増進 作物名	取組計画	
					R 9 作物名	出荷先(予定)
0010	001	馬場町 9-25-(1)	1,000	れんげ	水稻	J A
0020	001	馬場町 9-25-(2)	1,500	クローバー	小麦	○○商店
0030	001	馬場町 9-25-(3)	1,000	ヘアリーベッヂ	枝豆	J A
<p>土づくりの取組として作付する 地力増進作物を記入してください。</p> <p>翌年度に有機栽培や高収益作物、 麦、大豆等を販売目的で作付す る場合が助成の対象となります ので、取組計画を記入してくだ さい。</p>						
<p>合 計</p>						
<p>3,500</p>						

販売することが交付金支払の要件となっていますが、自然災害や鳥獣害により販売に至らなかった場合には救済措置が設けられています。鶴岡市・JA・共済組合における被害状況確認が必要となりますので、被災確認後すみやかに連絡のうえ、本様式を提出してください。

また、営農計画変更の締切後に、薬害等のやむを得ない事情で作物変更を行いたい場合についても、本様式を提出してください。

※ 周辺ほ場の状況等を考慮し、適否を判断します。

※ 現地確認前につき込みを行った場合、交付対象となりません。

自然災害・鳥獣害による被害ほ場確認依頼書

令和 8 年 7 月 30 日

鶴岡市農業振興協議会
会長 佐藤 聰 様

営農計画書の左上「集落コード欄」「農家番号欄」から転記してください。

集落コード 001
農家番号 0001
住所 鶴岡市〇〇〇〇〇〇
氏名 鶴岡一郎

私が耕作するほ場が自然災害等による被害を受けましたので、確認して頂くよう依頼します。

記

被災時期がわかるように
記入してください。

1. 自然災害等の概要

大雨（7／28）によるほ場冠水

2. 自然災害等による被害ほ場一覧表

耕地番号	地名地番	作物	面積 (m ²)	被災区分	今後の対応
0010	馬場町 9-25-(1)	大豆	2,500	全損・一部	すき込み
				全損の場合には、「すき込み」「作物変更」など 今後の対応を記入してください。	
				次頁の「肥培管理等作業日誌」 を添付してください。	

※ 作付状況を確認するため「肥培管理等作業日誌」を添付してください。

※ 全損の場合、「今後の対応欄」に対応策（すき込み、作物変更など）を記入してください。

肥培管理等作業日誌（令和8年度）

作物 大豆

集落名

氏名 鶴岡一郎

養生中作物がある場合、または前頁の
「自然災害・鳥獣害による被害ほ場確認
依頼書」がある場合に提出してください。

耕地番号	分筆番号	地名地番	作付面積 (m ²)	播種植栽年月
0010	001	馬場町 9-25-(1)	2,500	令和8年5月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月

作業日	作業名	使用資材名	使用量
4 / 5 ~ /	堆肥散布	みのるくん	500kg /10a
4 / 25 ~ /	明渠		/10a
5 / 18 ~ /	施肥	大豆化成684	40kg /10a
5 / 18 ~ /	土づくり	苦土石灰	100kg /10a
5 / 20 ~ /	耕起		/10a
5 / 25 ~ /	播種		/10a
5 / 26 ~ /	除草剤散布	クリアターン乳剤	500ml /10a
7 / 5 ~ /	中耕培土		/10a
7 / 10 ~ 7 / 12	大雨被災		/10a
/ ~ /			/10a
/ ~ /			/10a
/ ~ /			/10a
/ ~ /			/10a
/ ~ /			/10a
/ ~ /			/10a

※ 養生中作物 及び 被災作物の共通様式です。

※ 作物毎に作成してください。

※ 代用できる書類がある場合は、本様式に代えて提出することができます。

1か月湛水管理ほ場一覧報告書（記入例）

下記ほ場について、1か月湛水管理を行いましたので、湛水がわかる写真とともに提出します。

集落名 馬場町
氏名 鶴岡太郎

耕地番号	分筆番号	地名地番	作付面積(m ²)	湛水期間
0010	001	馬場町 9-25(1)	1,500	令和8年5月10日～令和8年6月20日



※写真裏面(記載例)
・馬場町 9-25(1)
・湛水開始(令和8年5月10日撮影)



※写真裏面(記載例)
・馬場町 9-25(1)
・湛水終了(令和8年6月20日撮影)

【事例】

事例①
圃場: 平場(改良区管内)
作物: 枝豆(早生)
時期: 8月上旬～9月上旬

事例②
圃場: 中山間(改良区管内)
作物: そば
時期: 5月中旬～6月中旬

合計	1,500
----	-------

- ◎ 湛水管理を行うほ場ごとの写真（湛水開始時点と終了時点の2枚）を添付してください。
 ※写真裏面に地番地名と湛水開始・終了のどちらの写真かわかるよう記入してください。
 ※圃場の位置がわかるよう2回とも同じ位置、同じ方向で背景を入れて撮影してください。
 - ◎ 協議会で別途水田機能（畦畔、用水施設）の現地確認を実施します。
- <注意点>
- 水深等の基準については、水稻作付と同等とし圃場全体に水面が確認できる状態としてください。
 - 天水による一時的な湛水ではなく、用水による湛水状態であることが必要です。
 - 湛水を行う場合は、湿害など隣地圃場への影響や灌水のルール等に十分に配慮してください。
 - 国の示す確認方法によっては、内容が変更になる場合があります。その場合は、改めてお知らせします。
 - 湛水管理を行う場合は、営農計画書の異動の内容欄に記載いただくか、事前にJA、農政課にご報告ください。

「生産の目安」補正計算表

耕地の異動を行った場合で、再計算を行う時は、下記計算表を活用ください。

単位【面積：m²、数量：kg、率：%、単収：kg/10a】

<均等配分に係る数量の算出>

(ア)	×	(イ)	×	(ウ)	÷	1,000	=	(エ)
共済台帳面積計		均等配分作付率		配分基準単収				均等配分数量
	×		×		÷	1,000	=	

※ (エ)については、小数点第1位を切り捨てること。

<「生産の目安」の算出>

(エ)	+	(オ)	=	(カ)
均等配分数量		傾斜配分数量		「生産の目安」
	+		=	

※ (オ)については、仮配分通知を参照のこと。

<「生産の目安（面積）」の算出>

(カ)	÷	(ウ)	×	1,000	=	(キ)
「生産の目安」		配分基準単収				「生産の目安（面積）」
	÷		×	1,000	=	

※ (キ)については、小数点以下を切り捨てること。

<令和8年産米の「生産の目安」>

「生産の目安」(kg) = (カ)	「生産の目安（面積）」(m ²) = (キ)

農地異動・農作業受委託について

農地の権利異動（売買による所有権移転、貸借）を行う場合は、農地法や農業経営基盤強化促進法等に基づいて、農業委員会において手続きを行う必要があります。

米の需給調整や経営所得安定対策等の交付金の算定にあたっては、原則として、農業委員会における手続きが行われた場合について、異動情報を反映するものとしています。

また、経営所得安定対策等の交付金の対象者は、販売目的で作物の生産を行う農家（法人を含む）又は集落営農となっていることから、交付金申請者と出荷名義とを一致させる必要があり、農作業受委託については下記の取り扱いとなります。

1. 農作業受委託

農作業の受委託を行うが、出荷名義を委託者（所有者）に残す場合は、経営所得安定対策等における農地異動手続きを行う必要はありません。

2. 特定農作業受委託

基幹作業すべての受委託を行い、出荷名義も含めて受託者に移す場合は、経営所得安定対策等における農地異動手続きを行う必要があります。

※ 異動手続きについて

- 1) 特定農作業受委託契約書を作成し、営農計画書とともに「写し」を提出してください。
- 2) 営農計画書の異動の内容（転作等）欄に、「特」と記入し、委託先を記入してください。

農作業全般に係るお知らせ

1. 農作業の事故防止について

毎年、農作業中の事故が発生しております。農業機械は正しく使用し、農作業中の事故を防止しましょう。

- 作業が終わったら、ほ場を出る前にブレーキペダルを連結しましょう
- 農業機械の点検をする場合は、エンジンを停止しましょう
- 段差や傾斜、路肩等の危険箇所を十分把握し、安全運転に心がけましょう

2. 農薬の適正使用について

過去には、残留農薬検査で規制値を超えたため、農作物の出荷停止や販売した農作物を回収した事例が発生しています。安全・安心な農産物を提供するため、農薬は適正に使用しましょう。

- ラベルに記載された用法・用量を守りましょう
- 周辺への飛散・流出に注意しましょう
- 散布後、使用したホースやタンクは、きれいに洗いましょう
- 使用月日、農薬名、対象作物、使用量等を記録、保管しましょう

3. 住環境への配慮について

近年、早朝からの爆音機、マルチ等の廃プラ処分、乾燥調製時に排出される粉塵、作業機械による道路への泥落とし、放置された農作物残さ、未完熟たい肥や農薬の臭いなど、農作業に関する苦情が増えています。

- 住宅地に隣接した農地や作業場では、住環境に配慮した作業を行いましょう
- 作業を始める前に周囲の方々に一言伝えておくなど、普段からコミュニケーションを図りましょう

4. 野生鳥獣による農作物被害の防止について

基本的な対策として「鳥獣を寄せ付けない」、「農地は囲って守る」に努めましょう。

- 定期的に除草を行い、田畠の見通しを良くし、やぶを作らないようにする
- 廃棄野菜・摘果は、山林や田畠などに放置せずに適切に処理する
- サルやクマなどを呼び寄せないように、放任している柿や栗などの木はきちんと収穫するか、伐採する
- カラスなどの鳥類は防鳥網やテグスを、イノシシ・サル・クマなどの獣類はトタンや防獣ネット、電気柵を正しく設置する（資材の購入経費への助成があります！）

鳥獣被害防止対策補助事業のお知らせ

市広報・ホームページ等によるお知らせや農協を通じて、9月頃に翌年分の要望調査を行っています。（※事前要望の方を優先）

- ・電気柵、防鳥ネット等の被害防止資材購入支援（補助率1/2）
- ・地域の被害防止活動支援（1年目：定額・上限10万円、2～5年目：補助率1/2・上限5万円）
- ・狩猟免許取得支援（補助率1/2）
- ・住宅付近の柿、栗などの放任果樹の伐採（補助率2/3）

※事業の実施や要望額の確保を確約するものではありません。

ご相談は市役所農山漁村振興課・各庁舎産業建設課鳥獣被害担当まで

農業生産工程管理（GAP = Good Agricultural Practice）について

GAPは、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動であり、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保等に資するとともに、農業経営の改善や効率化につながる取組みです。生産性の向上や競争力の強化が図られ、次世代に引き継げる農業経営を構築することができ、SDGsに貢献することもできます。

GAPの取組みには、「GAPをする」と「GAP認証をとる」の2つの段階があります。

(1) 「GAPをする」：よりよい農場を目指して農業者が自主的にGAPに取り組む

■ ステップ1：基本の整理整頓から！

みなさんがこれまでにも取り組んできた整理整頓や、生産履歴の記帳が基本です。



■ ステップ2：農場内を点検し、問題点を改善！

農業生産の中で問題点を見ついたら、

- ① 必要な対策を考え(Plan)
- ② それを実行し(Do)
- ③ その内容を記録・点検し(Check)
- ④ 継続的に改善(Action) していきましょう！



※ 点検項目(取組内容)を定める際の基準として、県が策定した「やまがたGAP」を活用できます。

※ GAPに取り組むときには、県農業技術普及課や農協にも相談してみましょう。

見直し・改善
(Action)
・改善点を見直し、
次の作付に
・役立てる

点検・評価
(Check)
・記録を点検し、
・改善点を見つける

PDCAサイクルを繰り返すことで
生産工程を改善していきます

計画(Plan)
・農作業の計画を
・立て、点検項目を定める

実践(Do)
・点検項目を確認
・して農作業を行い、記録する

主な取組内容
GAPの内容

①食品安全

異物混入の防止、農薬の適正使用と保管など

②環境保全

適切な施肥、土壤浸食の防止、廃棄物の適正処理など

③労働安全

機械・設備の点検・整備、作業安全用保護具の着用など

④人権保護

家族経営協定の締結、技能実習生の作業条件遵守など

⑤農場経営管理

責任者の配置、教育訓練の実施など

※ 国では①～⑤の分野を含むGAPを国際水準GAPとし、普及を推進している。

認証が必要になつたら次のステップへ！

(取引先からの要求、農場の客観的な評価…)

(2) 「GAP認証をとる」：第三者機関の審査によりGAP認証を得る

■ ステップ3：準備完了、いざ審査！

- 審査会社に申込み(相談はお早めに)
- 審査員に取組みを評価してもらいます
➤ 指摘があれば改善！



■ ステップ4：ついに認証取得！！

引き続き、より良い農業経営に向けて改善していきましょう！



※ 認証取得までに標準で半年～1年程度かかります。

※ 認証の有効期間は通常1年間です。

認証	運営主体	点検項目数	審査費用の目安	備考
GLOBALG.A.P.	Agraya GmbH (ドイツ)	約200	約40万円+旅費	主に欧州で普及
ASIAGAP	一般財団法人	約170	約20万円+旅費	2028年に終了
JGAP	日本GAP協会(日本)	約130	約15万円+旅費	日本の標準的なGAP

上記の国際水準GAP認証の取得を目指す方に、県が支援を行っています。
詳細は、県農業技術環境課にお問い合わせください。

このチラシについてのお問合せ:鶴岡市農政課 (☎35-1295)

鶴岡市立農業経営者育成学校 SEADSをご活用ください

SEADSは旧いこいの村を改修し2020年に開校した、社会人向けの農業研修施設です。1学年10名の仲間と共に、2年間の研修で農業の基礎・基本を学び、新規就農のスタートラインにしっかりと立つことを目指します。

UターンやIターン、市内の親元就農予定者、ご夫婦など、現在計17名がSEADS研修生として農業を学び、また、市内では約23名の修了生が農業に励んでいます。

4
つ
の
ポ
イ
ン
ト

基礎の基礎から教えます

①

「植物の生長の仕組みとは?」「トラクターの運転方法は?」など、本当の基礎から座学と実習を通じて研修ができ、農業経験のない方も安心して学ぶことができます。

②

地域の先進農業者のもとで学べます

鶴岡市の代表的な作目(メロン、ミニトマト、えだまめ、きゅうり、水稻など)について、実習受入農家のもとで、現場の栽培技術を学べます。

③

就農プラン実現に伴走します

農地の賃借、栽培方法や販路の検討、資金の調達方法といった、現実的な就農プランの作成・実行を支援します。

④

就農後の経営安定化までサポートします

栽培技術、補助制度の紹介など、就農後の課題について状況に応じて様々な相談に対応します。

SEADSの学び

座学



基本的な栽培技術、農業経営に必要な知識の習得

座学のみの入校也可

実習



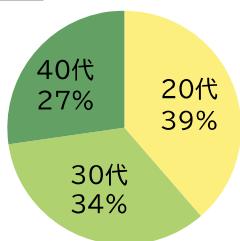
市内の先進農業者のもとでの実習

SEADS研修生について

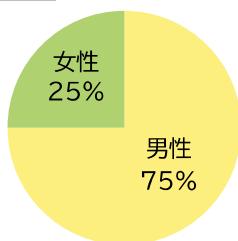
(1期生～6期生まとめ)

- ・20～40代の幅広い年齢層
- ・農業未経験者が多い
- ・UIターン者も多数

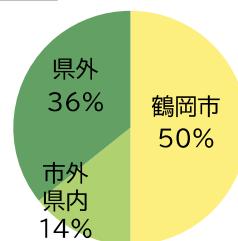
年代



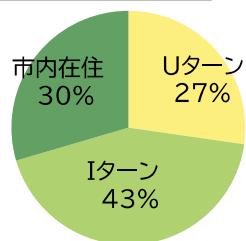
男女比



出身地



UIターン/市内在住



親元就農にもおすすめです！研修生の声！

「家族ではなく第三者に教わることで、客観的に学ぶことができた」
「人的ネットワークが広がった」
「他の農業者のやり方を学べたことがよかったです」

など、好評です。

問い合わせ先 SEADS事務局

Mail info@tsuruoka-seads.com
TEL 0235-76-3220



WEB



X(旧Twitter)



Facebook

「生産性向上土地基盤整備事業」について(令和8年度用資料)

農業生産基盤の整備開発を図るため、農業者の組織する団体、農業者及び適当と認める者が行う土地改良事業に対し、以下内容により予算の範囲内で補助金を交付します。

1 事業内容

①対象事業

- ・区画整理
- ・灌漑排水
- ・暗渠排水
- ・農道整備
- ・その他特に認める事業

②対象経費

- ・工事費
- ・機械器具賃借料
- ・資材購入費
- ・その他特に認める経費

③事業及び補助率

事業類型	基 準	補助率
簡易整備型	1ha未満の以下のいずれかの農地 ・中山間地域等直接支払制度の協定農地 ・圃場整備未整備区域内の農地	
営農事業連携型	・園芸団地化支援事業の対象農地 ・在来作物次世代伝承事業の補助対象 作物の作付けを行う農地 ・耕作地の交換等により集約した農地	50%以内
一般型	上記以外の農地等	30%以内



かんがい排水



畦畔除去



暗渠排水(地下かんがい)

2 実施要件

①国県の補助事業の採択基準を満たさない

②事業費

【簡易整備・営農事業連携型】

10aあたり5万円以上かつ、総事業費10万円以上200万円未満

【一般型】

10aあたり5万円以上かつ、総事業費30万円以上200万円未満

③市税完納

3 実施主体

・農業者

・農業団体

・農業法人

4 手続の流れ

申請相談

→

補助金等
交付申請
(添付書類)
+ 事業計画書、収支予算書、
位置図、図面、見積書 等

→

補助金交付決定

補助事業
実績報告
(添付書類)
+ 事業実績書、収支計算書、領収書、
位置図、出来形図面、工事写真 等

→

確定通知

→

補助金受領

【問い合わせ先】 鶴岡市役所農山漁村振興課(TEL:35-1298)、地域庁舎産業建設課

農業者年金に加入しませんか？

農業者年金の6つの特徴とメリッ



①農業者なら広く加入できます

…農地をもっていなくても加入できます。

②少子高齢化時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です

…積み立てた保険料+運用益で将来受け取る年金額が決まります。

③保険料の額を自由に決めることができます（通常加入の場合）

…経営や家計の状況に応じて月額2万円から6万7千円の間でいつでも見直し可能。

④終身年金で、死亡一時金の支給もあります（80歳前に亡くなられた場合）

…80歳前に亡くなられた場合は、遺族の方に死亡一時金の支給があります。

⑤税制面で大きな優遇措置があります

…保険料が全額社会保険料控除の対象になります。

⑥一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります（政策支援加入）

…青色申告等の要件を満たせば、月額最大1万円（年額12万円）の保険料補助

＼こんな方におすすめ／

女性農業者の皆さん



若い農業者の皆さん



税制優遇を受けたい



※詳しくは農業委員会担当者にお問い合わせください

鶴岡市農業委員会事務局 64-5868

地

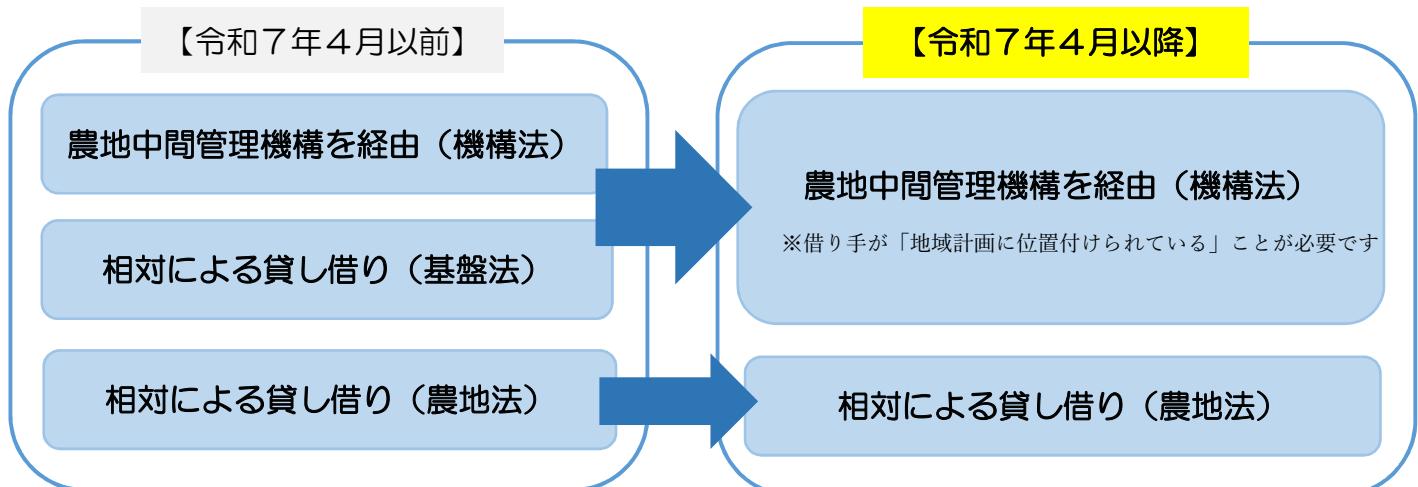
鶴岡市藤島字笹花25番

鶴岡分室 35-1297 羽黒分室 62-2527

櫛引分室 57-2114

農業委員会からのお知らせ

農地の貸し借りは原則として 農地中間管理機構経由に一本化されました



農地中間管理機構を経由した契約の特徴

- ・契約期間満了後は、所有者に農地が返却されます。 ※期間満了通知あり
- ・賃借料は口座登録で自動的に振込・引き落としされます。 ※物納は×
- ・所有者・耕作者の両者からそれぞれ手数料（0.75%）を徴収します。
(例) 賃料 10,000 円の場合 所有者→賃料 10,000 円 - 手数料 75 円 振込
耕作者→賃料 10,000 円 + 手数料 75 円 引き落とし

～農地集約化促進事業について～

農地中間管理事業を活用して農地の集約化等に取り組んだ地域に対して支援金が交付される場合があります。（要件あり）

1. 集約化加速タイプ

地域内の農地を農地中間管理機構から転貸された団地面積に応じて地域に支援金を交付します。これに加え、生産性向上に向けた大規模な農地の集約化等に取り組む地域に支援金を交付します。

2. 地域集約化実現タイプ

目標地図に基づく集約化を実現するため、地域のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付ける地域に支援金を交付します。

※上記1. 2. の令和8年度交付要件等詳細については今後、国から示されます。

★お問い合わせ・ご相談は 農業委員会事務局 または 各農業委員会分室 まで

農業を経営する皆様へ

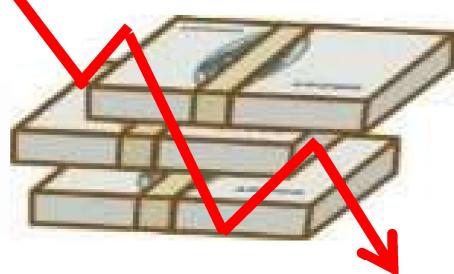
収入保険 は

全ての農産物を対象に、様々なリスクから収入減少を補償します。

自然災害で減収



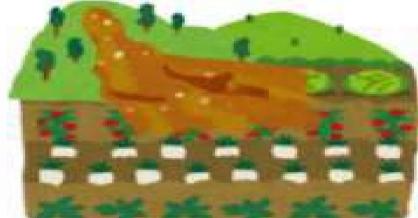
市場価格が下落



病気やケガで
作付・収穫不能



災害で
作付・収穫不能



倉庫の浸水被害



販売先の倒産



盗難や運搬中の事故



為替変動で大損



《加入できる方》

青色申告を行なっている農業者・法人が対象です。今年から青色申告を始める方も加入できます。

《対象となる農産物》

米や大豆・果樹だけでなく、これまで農業共済に加入できなかった枝豆やネギなどの野菜、花き、きのこなど、農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。

お問い合わせ先

NOSAI 山形 庄内支所 収入保険課

TEL 0234-91-1553 FAX 0234-91-1560

Eメール syuho_3@ynosai.or.jp

【NOSAI山形】
はじめての収入保険



農業用ハウスをお持ちの皆様へ

園芸施設共済

に加入しませんか？



① ポイント① 風害・雪害・地震などあらゆる災害に対応

② ポイント② 手ごろな掛金で安心補償

③ ポイント③ ご希望に沿ったプランをご提案いたします



詳しい説明や試算をご希望の方は
下記までお気軽にご連絡ください！

加入者の声は
コチラ▼



農水省のPR動画
公開中▼



NOSAI山形 庄内支所
果樹園芸課

☎0234-91-1556

〒998-0125 酒田市広野字上割171番1

農業情報メールマガジン「つるおか・アグリメール」 配信のご案内

鶴岡市農政課では、農業者向けの補助事業の募集や、セミナー・研修会の案内、各種注意喚起など、みなさんにとって有益な情報を届けるメールマガジンを無料で配信しています。



【配信について】

情報がある場合に随時、鶴岡市農政課からテキスト形式で情報の要旨のみ配信します。

メールマガジン配信アドレス…nosei@city.tsuruoka.yamagata.jp

【登録方法】

①メールの場合

[件名]メール配信希望

[本文※]氏名・住所・電話番号

[宛先]nosei@city.tsuruoka.yamagata.jp

(右のQRコードを読み取るとすぐに送ることができます。)



※登録完了メールの送信に失敗した場合、電話や手紙で問い合わせがあるため、必ずご記載ください。

②ファックスの場合

[記載内容]件名（メール配信希望）・氏名・住所・電話番号・メールアドレス

[様式]上記の内容が記載されていれば、どのような様式でもかまいません。

[宛先]ファックス番号：25-8763（農政課宛て）

- いずれの方法でも、農政課から登録完了メールをお送りします。
- お申込みから1週間経過しても農政課から登録完了メールが届かない場合は、登録が出来ていない可能性があるため、お問い合わせください。
- 迷惑メールフィルタによって受信できない場合は、ドメイン city.tsuruoka.yamagata.jp から受信できるように設定をお願いすることがあります。（設定方法がご不明の場合は、お近くの携帯ショップにお尋ねください。）
- お申込みいただいた個人情報は厳正に管理し、当該メールマガジンの配信以外に使用しません。
- メールを受信する環境がない、苦手で使えない、という方はご相談ください。

お問合せ先 鶴岡市農政課 (TEL25-2111)